

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第4項の規定において準用する同法第25条の3第2項の規定により、大阪広域水道企業団忠岡水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和3年9月16日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	更新年月日	有効期間の満了の日
忠岡 第39号	株式会社信光 杉野 吉信	堺市美原区丹上413番地4	令和3年9月16日	令和8年9月29日
忠岡 第50号	釜野工業株式会社 釜野 典子	泉大津市東港町11番19号	令和3年9月16日	令和8年9月29日
忠岡 第51号	株式会社丹羽工業所 丹羽 秀一	大阪市旭区高殿六丁目2番20号	令和3年9月16日	令和8年9月29日
忠岡 第60号	伸成設備 森下 輝之	阪南市自然田1520番地の10	令和3年9月16日	令和8年9月29日